

業務方法書について

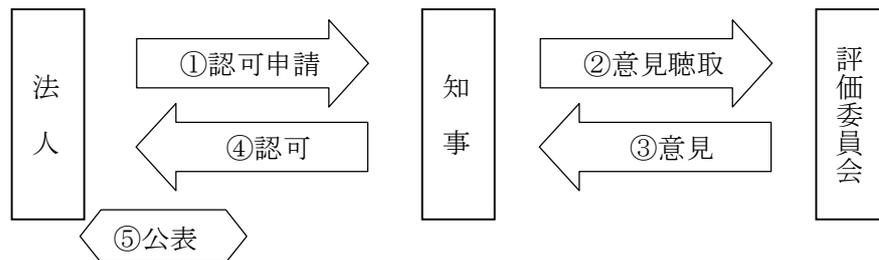
※法：地方独立行政法人法

1 制度の概要

地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。（法第22条第1項）

○業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のことで、記載事項は、設立団体（県）の規則で定められる。（法第22条第2項）

○業務方法書の作成手続き（法第22条第1項、第3項及び第4項）



2 業務方法書の記載事項（案）

記載事項	内容
①目的	業務の方法について基本事項を定め、業務の適正な運営に資する。
②業務運営の基本方針	中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める。
③業務実施の方法	建物の一部や器械等を、職員以外の医師等に使用させることができる。他から受託し、または他と連携して業務を行うことができる。
④業務の委託	業務の一部を委託することができる。
⑤委託契約	委託するときは、受託者と委託契約を締結する。
⑥競争入札その他契約に関する基本事項	契約の締結は、一般競争入札を原則とする。規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法によることができる。
⑦規程への委任	その他法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

3 先行病院法人の記載事項との比較〔6法人〕

記載事項	岐阜県 (案)	静岡県	秋田県	山形県・ 酒田市	岡山県	大阪府	宮城県
目的	①	○	○	○	○	○	○
業務運営の基本方針	②	○	○	○	○	○	○
業務の執行（※1）	×	×	×	×	×	×	○
中期計画（※2）	×	×	×	○	×	×	×
病院の設置及び運営	×	×	○	×	○	○	×
法人の行う業務（※3）	×	○	○	○	○	○	○
業務実施の方法（※4）	③	○	○	○	○	○	○
緊急時の知事の要求	×	×	×	×	○	○	×
業務の委託	④	○	○	○	○	○	○
委託契約	⑤	○	○	○	○	○	○
契約の方法	⑥	○	○	○	○	○	○
規程への委任	⑦	○	○	○	○	○	○

※1) 法人の業務は、定款、関係法令によるほか、この業務方法書により行う旨を規定。

※2) 定款に掲げる業務を中期計画に従って行う旨を規定。

※3) 定款に掲げる業務を改めて列挙。

※4) 医療機器等の共同利用、受託研究等を行うことができる旨を規定。

業務方法書に関する法、県規則及び定款の規定（抜粋）

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務方法書）

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○岐阜県地方独立行政法人法施行細則（案）※未制定

（趣旨）

第一条 この規則は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）、地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）及び岐阜県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成〇〇年岐阜県条例第〇〇号）に定めるもののほか、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第二条 法第二十二條第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 業務を委託する場合の基準

二 競争入札その他契約に関する基本的な事項

三 その他地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の執行に関し必要な事項

○定款（各県立病院法人共通）

（業務方法書）

第十八條 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第二十二條第一項に規定する業務方法書に定めるところによる。